

○副議長（村上久仁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。三十五番高橋啓君。

〔三十五番 高橋 啓君登壇〕

○三十五番（高橋 啓君） 議長のお許しを頂きましたので、大綱五点につきまして、広く浅くになりますが一般質問させていただきます。

大綱一点、村井県政の推進について伺います。

昨年十月に行われました宮城県知事選挙、大変な選挙でした。勝ち抜かれた村井知事には心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。そして、大変御苦労さまでした。皆さんほっとされたかなと思いますが、様々な問題も浮上した選挙でした。ネット上での誤情報や誹謗中傷問題、これらに対する対応も現在検討中とお聞きしました。戦う相手を尊重するのが選挙です。相手の誤情報を流す、または、相手を誹謗中傷するようなアンフェアな選挙は、その本旨をゆがめるもので絶対に許されるものではありません。そういったことを許す選挙法制度や収益を目的とする誤情報の発信を認めるネット社会について改革が求められると思います。今回の知事選挙を振り返っての感想と選挙における誤情報や誹謗中傷に対する対応等について伺います。

さて、知事は、県民の皆さんと共につくり上げてきた二十年間の成果を選挙でも示され、県民の審判を仰ぎました。知事は、官の力を否定するのではなく、民間の力を最大限活用し、税金を使わず効率的な行政をつくり上げることを目標に、県民の皆さんの御理解の下、大きく成果を残してまいりました。その例として、富県宮城の実現のため企業誘致を推進してきました。トヨタ自動車東日本、東京エレクトロン宮城、トヨタバツテリーなど、多数の優良企業の誘致を進め、企業立地数五百六件、雇用創出数二万七千二百七十六人、県内総生産を二〇〇五年度の約八・四兆円から、二〇二二年度までの約九・六兆円に押し上げました。更に、東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げ、仙台空港の民営化・二十四時間化を国管理空港としては初めて実施し、国内九例目となる二十四時間化を東北で初めて実施しました。更に、広域防災拠点整備を進め、災害時に応援の人員と支援物資を集積できる拠点づくりを仙台市中心部に進めております。更に、医学部の新設では、国内で三十七年ぶりとなる東北医科薬科大学医学部を新設し、就学資金制度で地域医療の担い手を育成し、医師不足の解消を推し進めてきました。更に、

D X化の推進では、マイナンバーカードを活用したデジタル身分証アプリにより、災害時には命を救い、平時は県民と県が意思疎通できる仕組みを導入しました。更に、水道事業に民間の力を導入して、施設の所有権は県が持ったまま運営を民間に任せる方式を導入し、これによって水道料金の引下げを実現しました。そして、財政の健全化を推し進め、臨時財政対策債を除く県債残高を知事就任時の二〇〇五年度で一兆二千二百三十二億円から二〇二四年度までで二七%減の八千九百九億円まで削減いたしました。これらの施策を実現してきた知事として、六選を望まれた理由についてお伺いいたします。

そして今回は、更なる成長戦略の実施として、七つの政策公約を掲げました。一つ目は、世界的半導体企業の誘致を着実にということ、トヨタ自動車組立工場の誘致によって、県内企業の成長・発展が図られました。今度は半導体分野で新たなマザー工場になる世界的半導体企業の誘致を実現するとうたわれました。二つ目は、一万から一万五千人収容の音楽アリーナの建設、宮城には多くの人が集まる屋内ライブ会場が七千人収容のセキスイハイムスーパーアリーナしかありません。東京や愛知、大阪には一万から一万五千人は入るアリーナが数多くあり、多くのアーティストが東京公演の後、愛知や大阪、福岡に行ってしまう。そこで、宮城に一万から一万五千人を収容する、建設費を抑えたローコストアリーナを民間の資金を活用しながら造り、そこにお越しになった県外のお客様をバスなどで県内の旅館・ホテルにお連れするために宿泊税を役立てるとうたわれました。三つ目は、病院問題の円滑な解決ということで、仙台市内に病院が集中する一方、どこでも病院経営は厳しさを増しています。このままだと、体力のない病院から次々に淘汰されてしまいます。そのためにも病院の適正配置が必要です。次の四年間で、仙台赤十字病院と県立がんセンターの新病院を名取市に建設、富谷にできる、東北医科薬科大学の新病院を確実に支援するとうたわれました。四つ目は、インフラ整備の加速化です。災害復興のハード整備で未完成の気仙沼市内三つの防潮堤を四年以内に完成させます。また、栗原インターチェンジ、気仙沼漁港の大水深化などの整備を加速させるとうたわれました。五つ目は、気候変動を見据えた新たな農林水産業への取組として、高温や高温水によって農林水産業が大きなダメージを受けています。そこで、更に気温が上がることを想定し、暑さに強くておいしいお米、バナラビーンズやアコヤガイなどの研究を深化させます。また、花粉の少ない杉の植樹を進めるとうたわれ

ました。六つ目は、次世代の教育環境の向上です。私学の授業料無償化によって公立と私立の学費の垣根がなくなりました。これからは公立高校でしかできない学校づくりを目指し、例えば、どこに住んでいても難関大学に挑戦できる環境整備、全日制・通信制・定時制の機能を併せ持つ学校の全県展開、先端技術の深い学びを可能とする科学技術高校の設置などを進めていくとたわれました。七つ目は、デジタル身分証アプリの有効利用です。マイナンバーカードを活用したデジタル身分証アプリの登録者数は約百十万人、県民の半数近くになりました。この登録率を生かして、これからは県民の皆さんと直接意思疎通し、必要な人に必要な情報が届く社会をつくり、次に来る災害時にこのアプリを活用し多くの命を救うとうたわれました。これらの政策公約の推進と来年度予算との関係等について伺います。

次に、放射性指定廃棄物処理について伺います。

選挙期間中、知事はこの問題の候補地である加美町に入り、中心市街地に参集した百五十人の皆さんを前に「大変皆様には御迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした」と深々と陳謝されました。これは決して選挙だからではなく、これまでそう思われたことを率直に謝った村井知事。トップとしてなかなかできないのですが、それをやる、できるのが村井知事です。本当にすばらしい人だと感じました。政策は県民に寄り添いながら進める、声を聞いて進める、それを実践しているのが村井知事です。県民の皆さんに寄り添う政策ができれば方向を変えてもいいのではないのでしょうか。村井知事の常に着地点を見い出して政策を進める姿勢は大変すばらしいと思います。今回の選挙は誤情報もあり、誹謗中傷にもさらされて苦戦しましたが、本当に当選してよかったです。県政の継続が大事です。

さて、本題に戻りますが、十年前に放射性指定廃棄物の将来推計として、環境省から二〇一六年に、今後十年後には八千ベクレルを超えるものは六%まで減退するとの予測指針が示されました。宮城県内の放射性指定廃棄物は当時三千四百四トンあり、十年後、百九十四トンまで減るとされ、事実上長期保管の状態となっています。市町村が処理する八千ベクレル以下の放射性廃棄物は、県の指導の下、ほぼ処理が終了しつつあります。十五年目を迎え、現在の県内放射性指定廃棄物の濃度と量はどれぐらいになっているのか、また、今後の処理の方針に関する環境省との打合せについて伺います。あわ

せて、県内の森林内の減衰状況と林産物出荷停止解除の状況についてもお聞きします。

次に、財政の健全化について伺います。

臨時財政対策債を除く県債残高を、知事就任時二〇〇五年度の一兆二千二百三十二億円から二〇二四年度までの十九年間で二七％減の八千九百九億円まで削減されました。現在、整備が進められている病院再編整備計画や広域防災拠点整備、新県民会館とNP Oプラザの複合施設「宮城県立劇場」整備など、今回公約に掲げた施策も勘案して、四年後には徐々に増加し、臨時財政対策債を除いて、令和十一年には九千九百四十一億円と示されています。適正管理目安の標準財政規模の二〇〇％となる約一兆円を超えない範囲として管理されていますが、今後の事業の推進を踏まえ、五年後以降の県債残高の推移についてはどのようなようになっていくのか、伺います。

大綱二点、人口減少対策について伺います。

この人口減少対策は、今回の政策の中で最も力が入っている政策です。知事の本気度が感じられる政策です。宮城県の人口は二〇〇三年の約二百三十七万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、二〇五〇年の本県人口は約百八十三万人まで減少する見込みとされています。出生数が十年で三割以上減少していることに加え、若者、特に女性が県外に流出しており、その流出先は東京圏に集中しています。また、高齢化が進行し、十五歳から六十四歳までの生産年齢人口が年々減少していることから、各産業において人手不足が深刻化している状況にあります。更に、人口減少・高齢化の急速な進行は地域活力の低下に加え、日常生活に不可欠な行政サービスの提供も困難になることが懸念されています。こういったことを踏まえ、その対策として県では、県民一人一人が幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる社会の構築に向け、県民、企業・NPOなど、あらゆる主体が一丸となって人口減少に立ち向かう五つの施策、一、若者・女性に選ばれる宮城、二、結婚・出産・子育て支援、三、人手不足への対応、四、デジタル技術を活用した県民生活の利便性向上、五、関係人口・交流人口の拡大を進める施策を新年度から推進します。具体的な推進策は、予算特別委員会で御審議いただきますが、なかなかすぐ結果が出るものではありません。できることから推し進めるしかないと思います。宮城に定住するその魅力をつくっていくことが重要となります。若者・女性に選ばれる宮城をぜひとも実現していただきたいと思います。

若者・女性に選ばれる宮城のため、若者の県外流出を防ぐには、若者が地元で魅力的な生き方を実現できる環境を整備することや、将来のビジョンが描ける企業の誘致や育成など、若者が将来を見据えられる仕事の選択肢を増やさなければなりません。また、給与や待遇面で県外の大企業と遜色のないような魅力的な職場を増やすことや、地元企業のイノベーションを学生とともに進める機会を創出すること、また、多様な働き方の推進として女性が活躍できるような職種や働き方を確保することなどを進めていかなければなりません。更に、地元企業と学生の連携を強化することとして、学生が地元企業の魅力を知る機会を設けることや、学生向けの企業説明会を実施し働き方を理解してもらうことなど、早い時期から県内の仕事体験などを通じ地元への愛着を育むようにしていかなければなりません。教育機関と連携して大学の魅力向上と県内定着を支援することや、若者が地元で学び続けたいと思える教育環境を整備することなど、キャリア教育の充実として、学生が地元での就職を具体的に検討できるような情報提供を行うことなどが必要となります。また、地域の魅力を向上させ住環境の充実を図って、都市と自然が融合した魅力ある地域を強調することやアミューズメント施設など、若者が楽しめる場所を増やして、子育てしやすい環境などを整備し、結婚や子育てを考慮しても、地元に着定できるような支援を充実させることが必要です。これらを踏まえ、若者・女性に選ばれる宮城にするための施策と決意を伺います。

大綱三点、みやぎの教育環境の向上について伺います。

知事がこの公約を掲げたときは大変喜びました。遂に宮城の将来を担う人づくりに踏み出されたかと安堵しました。国づくりは人づくりです。知事には、宮城の人材を育てていただき、教育水準が一番高い県を目指して、ぜひ宮城で子育てがしやすい環境をつくっていただき、次世代を担う子供たちの教育環境の向上を進めていただきたいと思っています。常に先を見る知事として、宮城の将来に投資していただきたいと思っています。宮城の教育指針では、子供たちを取り巻く環境は多様化・複雑化し、先行きが不透明で予測困難な社会の中で、子供たちが自ら未来を切り開く力の育成が求められているとして、将来ビジョンに掲げる、社会全体で支える宮城の子ども・子育ての実現に向けて、児童生徒一人一人に寄り添った支援の強化を進めていくこととしております。その上で、令和八年度は、確かな学力の育成、学びの保障と教育機会の確保、安心して楽しく学べる

教育環境づくりの基本方向に力を入れています。児童生徒一人一人に寄り添った支援の強化のため、学力の向上や不登校対策にもつながる少人数学級を中学校に導入する時期と思いますが、その導入について教育長の考えをお伺いします。

また、中学校の部活動の地域移行にも充実して取り組むとしていますが、今後の取組状況について伺います。

大綱四点、外国人との共生社会の構築について伺います。

全国の外国人労働者の受入れ状況は、厚労省の二〇二四年十月のデータでは、ほぼ宮城県の人口と同じ二百三十万三千人、二〇〇八年十月は四十八万六千人、この十六年間で四・七倍になっています。宮城県の外国人労働者の受入れも近年急速に増加しており、二〇二五年十月末現在で二万二千三百三十四人、前年から六百八十人増え過去最高を更新しています。外国人労働者は各分野で日本の経済を支える重要な存在となっており、特に農業・漁業の一次産業や製造業、建設業、医療、福祉、宿泊、卸売、小売、サービス業など二次・三次産業でも労働者の中核を担ってきています。外国人労働者の受入れに関するメリットと課題を理解し、制度や受入れ体制を改善することが今後重要となります。受入れに関する法制度や自治体での条例を整備し、共生できる地域社会を構築していくことが急速に求められています。知事の所見を伺います。

また、参考として、直近の外国人労働者の労働環境変化における離職・転職率及び犯罪率等について伺います。

また、関連して、一昨年七月、宮城県議会として、国に「外国法人や外国人による土地等の取得に対し、国土保全の取組を更に推進することを求める意見書」を提出し、必要な法整備を要望いたしました。その後、動きも見られますが、県内の外国法人や外国人による土地取得の現状について伺います。

もう一つ関連して、本県自治体と海外自治体との友好姉妹都市締結について見えますと、県を含め県内十九の自治体が海外三十九の都市と交流協定を締結して、それぞれ自治体間で国際交流に力を入れて人的交流や産業、経済、物産、スポーツ、文化、教育などの交流が進められています。現在、県における海外友好姉妹都市との交流状況及び今後の国際交流に係る取組方針について伺います。

県内の水田整備状況は、昨年度末で水田整備率七三%、五十アール区画以上の大区画整備率は三三%となっております。一方で、まだまだ地域計画が進まず、整備を待っている地区もあるのが現状です。県内各市町村で地域計画が策定され、今後はその着実な推進とブラッシュアップを図ることが、今求められています。また、農業従事者の高齢化や労働力不足が進行する中、地域農業の持続的発展には、農地の大区画化による担い手への集積・集約化やスマート農業による営農の効率化が非常に重要であり、若い担い手確保の観点からも、基盤整備は可能な限り短時間で完了すべきであります。計画策定から完了までの期間短縮と予算確保について要望させていただき、地域計画の実施状況と基盤整備の採択及び実施期間について伺います。

農業従事者の高齢化や労働力不足が顕著になっている現状、農業従事者の減少は少子高齢化だけが原因ではなく、収入が不安定でもうからない、作業がきついなど、若い世代が農業で生活していくことに不安があり、魅力を感じられないことも大きな要因であります。地域農業の中心となる法人の育成を推進するとともに、法人を含めた担い手や新規就農者が農業でしっかり所得を確保し稼げる農業を実現するよう、経営・技術両面の支援を図っていくべきと思います。そこで、地域で離農者が出た場合、受皿となる担い手経営体が農地中間管理事業等を活用し、貸借や売買しやすい仕組みづくりを取り入れるべきと思いますが、所見を伺います。

また、農業の担い手育成の現状においては、国の認定新規就農者制度における年齢制限も課題として挙げられると認識しております。年齢制限の引上げなどについて、県単独の政策支援などの対策について伺います。

最後に、畜産業について伺います。
良質で安価な餌を確保できるよう自給飼料の生産基盤の強化を図ると共に、水田農業と組み合わせた耕畜連携を地域内・県内で更に推進していただくとともに、遊休化が懸念される農地については地域計画と連動し、放牧利用等が計画的に行われるよう施策誘導を図るべきと思いますが、所見をお伺いし壇上からの質問いたします。御清聴ありがとうございます。

○副議長（村上久仁君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋啓議員の一般質問にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず、大綱一点目、村井県政の推進についての御質問にお答えいたします。

初めに、昨年の知事選挙の感想と、ネット上の誤情報や誹謗中傷への対応等についてのお尋ねにお答えいたします。さきの知事選挙では、SNS等において偽・誤情報や誹謗中傷が拡散され、県政の誤解を招く事態が生じました。選挙制度は正確な情報に基づく建設的な議論と、有権者による冷静な判断によつて支えられるべきものであり、民主主義の根幹を揺るがしかねない状況に対し、何らかの対応が必要と感じたところであります。このため県では、総務部長の下に「宮城県選挙期間中の情報流通の諸課題への対処に関する検討会」を設け、先月十六日に初会合を開催いたしました。本検討会では、現行制度を前提とし、また、民間での取組を主体として、選挙運動期間中の情報流通の諸課題に対処するための具体的方策の検討を進めていくこととしております。国や全国知事会等、各方面でも議論が行われていることから、それらの状況も注視しながら、引き続き、我が県としてどのような対応が可能か、有識者会議における検討を見守ってまいりたいと考えております。

次に、二十年間の成果を踏まえ、六選に臨んだ理由についての御質問にお答えいたします。

私は首長として最も重要なことは、何をなし遂げたいのかという明確なビジョンを持ち、その実現に向けた道筋を力強いメッセージとして発信していくことが必要だと考えております。私が知事としてこれまで取り組んでまいりました様々な施策がようやく軌道に乗り、間もなく花開こうとしている重要な時期において、引き続き知事という重責を担うべきか悩みましたが、富県宮城の実現と復興の完遂に向けて確かな道筋をつけていくこと、県勢発展の基盤をしっかりとつくり上げていくことが、私に課せられた使命であると強く感じたところであります。そのため知事として引き続き県政運営の重責を担い、県議会の皆様、そして多くの県民の皆様とともに、宮城に生まれてよかった、育つてよかった、住んでよかったと心から実感していただける宮城県を築いてまいりたいと意を決した次第であります。

次に、政策公約の推進と来年度予算についての御質問にお答えいたします。

昨年の知事選挙において私は、これまで築き上げてまいりました我が県の姿を更に活力に満ちたものとするため、「人口減少に立ち向かう！宮城・東北の発展に向けた新たな地方創生への挑戦」というスローガンを掲げ、今後四年間に力を入れて取り組みたい様々な施策をお示しいたしました。そのうち、御指摘のありました七つの取組につきましては、来年度予算において半導体企業の誘致やデジタル身分証アプリの普及を推進するほか、仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合新病院にかかる基本設計に要する経費への支援、未完成となっております気仙沼市の大浦・浪板地区、日門地区における防潮堤整備、高温登熟耐性にすぐれた水稻新品種開発、陸上養殖技術の導入に取り組む事業者への支援、専門学校における最先端技術に関する学びの充実につなげる施設整備等に所要の予算を計上しております。六期目の実質的な初年度に当たる来年度は、私にとって大変重要な年であり、これまで種をまいてきた様々な施策と今後に向けての新たな取組を形にすることで、富県宮城の更なる深化や持続可能な地域の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、人口減少対策についての御質問にお答えいたします。

人口減少は我が県の最重要課題と認識しており、出産・子育て支援策の充実や企業誘致による質の高い雇用の創出など、自然増・社会増の両面から、これまでも様々な施策に取り組んでまいりましたが、人口減少の大きな流れには歯止めがかからない状況が続いております。特に我が県においては、就職等を理由とした若い世代、とりわけ若い女性の流出が顕著であることから、今年度は各部署の若手女性職員を中心としたプロジェクトチームを設け、全庁挙げてこれまでにない新たな視点から、若者・女性に魅力ある地域づくりや職場づくりにつながる施策の検討を進めてまいりました。この検討を踏まえ、来年度は、首都圏に転出した若者と地元・宮城をつなぐ「仮称みやぎファンクラブ」の立ち上げ、海・山の魅力を生かした体験・交流ワークショップを通じた宮城の魅力を訴求する事業などの新たな取組にも着手することとしております。若者・女性に選ばれる宮城は、一朝一夕にはなし得ない大きな目標ではありますが、その実現を目指し、多様な主体と連携をしながら、時勢も踏まえた一つ一つの取組を着実に積み重ねてまいりたいと考えております。

の実施状況と基盤整備についてのお尋ねにお答えいたします。

農業者の高齢化や担い手不足が進行する中、農地の大区画化や担い手への農地集積・集約化を図るためには、市町村が地域関係者と検討を重ねて策定した地域計画の実効性を高めていくことが重要であると認識をしております。このため県では、今年度から各圏域にモデル地区を設置し、高収益作物の導入支援や担い手の確保・育成など、市町村の取組を重点的に支援し、そこで得られた成果を他地域へ展開することとしております。また、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画において、農地利用の高度化などを掲げていることから、市町村などの関係機関と連携し国の予算も活用しながら、地域での構想から計画策定、事業の採択を目指し計画的に基盤整備を実施することで、地域農業の持続的な発展に向け取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、村井県政の推進についての御質問のうち、今後の県債残高の推移についてのお尋ねにお答えいたします。

先日公表した来年度当初予算案をベースとした中期的な財政見通しの試算では、県立劇場の整備をはじめとする大型事業の本格化により、臨時財政対策債を除く県債残高は、令和十一年度には九千九百四十一億円となる見通しであります。これは、我が県の将来の発展に不可欠な社会資本整備を計画的に進める中で、一時的に資金需要が集中するものと認識しております。こうした状況を踏まえ、引き続き、投資的経費の重点化・効率化を徹底するとともに、既存施設の長寿命化や集約化を進め、交付税措置のない県債の発行抑制などにより、みやぎ財政運営戦略に掲げたとおり、臨時財政対策債を除く県債残高が標準財政規模の二倍を超えないよう、中長期的な視野に立って適正に管理してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 企画部長梶村和秀君。

〔企画部長 梶村和秀君登壇〕

○企画部長（梶村和秀君） 大綱四点目、外国人との共生社会の構築についての御質問

のうち、外国人等による土地取得の現状についてのお尋ねにお答えいたします。

国においては、外国人による土地取得に関して、宮城県議会の意見書など全国からの懸念の声を受け、農地や一定規模以上の土地取得者等の国籍記載などを段階的に進めております。これらに加え、今年四月からは、森林法、国土利用計画法、重要土地等調査法に基づく土地取得の届出を法人が行う場合、その法人の代表者の国籍等を、また、来年度中には不動産移転登記等の申請時に国籍を追加することが予定されており、外国人による不動産保有の実態把握を進めることとされております。仙台市を含む県内において、国の制度や調査により把握したこれまでの外国人等による取得実績は、農地が六件、自衛隊等の重要施設の周辺土地が九件、森林が一件となっております。また、一定規模以上の土地取引については、昨年七月から届出時に国籍等の記載が求められるようになっておりますが、現時点で外国籍の個人等の届出はございません。県といたしましては引き続き、法令に基づき適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生活部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱一点目、村井県政の推進についての御質問のうち、指定廃棄物の現状と今後の処理方針についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の指定廃棄物については、国の発表によれば、平成二十八年三月時点では約三千四百四トンありました。その後、処理責任を有する国では、八千ベクレル以下に減衰し、処理先のみどが立ったものについて一部処理に向けて取り組んでおり、指定廃棄物を再測定の上、指定を取消し処理することにより、昨年末時点では推計約二千二百七十五トンまで減少しております。また、濃度については、国の推計によれば、現時点で指定廃棄物の九四％が八千ベクレル以下に減衰していると見込まれます。国では減衰し、かつ処理先のみどが立った指定廃棄物については、県・保管自治体とともに処理に向けて協議しているところでありますので、県といたしましては、このような取組により指定廃棄物の処理が進むことを期待しており、今後も減衰した指定廃棄物を段階的に処理していくことも含めて、国に適切な対応を求めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱四点目、外国人との共生社会の構築についての御質問のうち、外国人労働者の受入れに関する条例等の整備についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、多文化共生社会の形成の推進に関する条例に基づき、五年ごとに計画を策定し、社会経済情勢の変化に合わせた共生施策を展開することで、外国人を含む全ての県民を対象とした、共生社会の形成促進に努めてまいりました。御指摘の外国人材の確保や受入れ環境の整備を目的とした条例については、例えば岡山県で制定されていると伺っております。県といたしましては、現行の条例や計画を基に、外国人が我が県で安心して暮らし活躍できる環境整備に努めるとともに、岡山県など他県の条例や取組について積極的に情報収集してまいります。外国人労働者の離職・転職率については、直近の国の資料によると、令和三年一月から令和六年末までに、新たに特定技能一号となった者のうち、昨年八月末までに転職経験があるものは全体の二二・四％となっております。また、昨年の県内における来日外国人犯罪の検挙人数は百八人となっております。

次に、海外との友好・姉妹交流状況及び今後の国際交流に係る取組方針についての御質問にお答えいたします。

現在、我が県では、中国・吉林省及び米国・デラウェア州と、それぞれ友好・姉妹提携を締結しております。吉林省とは相互の研修生の派遣・受入れを行うなど、人的交流を中心に連携を深めております。また、デラウェア州とは、近年、教育分野での交流に重点を置いており、昨年は県内高校生七人がデラウェア大学の夏季留学プログラムに参加したところであり、県内の若者が将来必要となるグローバルな素養を身につける機会を提供しております。このほか、各国・地域と分野ごとの交流を行っており、例えば、外国人材の受入れなどについてはインドネシアをはじめとする東南アジアの国々と、また観光分野においては、台湾などと連携しているところです。海外との交流は、目的や取組分野を明確にした上で実施することが重要と認識しており、今後も、お互いの課題解決につながるような成果重視型の国際交流を進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 農政部長石川佳洋君。

〔農政部長 石川佳洋君登壇〕

○農政部長（石川佳洋君） 大綱五項目、農畜産業の振興と後継問題についての御質問のうち、農地中間管理事業の活用と新規就労者についてのお尋ねにお答えいたします。

地域農業の持続的発展には、農地の受皿となる担い手の確保・育成が不可欠であり、新規就農の促進や農業経営の規模拡大を支援する農地中間管理事業の果たす役割は重要であると認識しております。このため県では、法人化への移行や農業機械・施設の導入を支援するとともに、営農状況の変化においても、農地中間管理事業等を活用し、担い手への円滑な農地集積・集約化に取り組んでいるところです。また、認定新規就農者については、六十五歳未満であれば市町村の判断で認定が可能な制度となっている一方で、国による経営開始資金などの支援が受けられる対象年齢が四十九歳以下とされていることから、五十歳以上も対象となるよう要望するとともに、県予算による支援策も講じることで、幅広い世代からの就農促進に努めております。県といたしましては引き続き、関係機関と連携し、就農前から就農後まで切れ目のない支援を通じて、次代を担う農業者の育成と魅力ある農業の実現に向け取り組んでまいります。

次に、自給飼料の生産基盤強化と耕畜連携の推進等についての御質問にお答えいたします。

畜産経営については、輸入飼料価格の高止まりなどから厳しい状況に置かれているものと認識しております。このため県では、飼料生産組織による飼料作物の作付面積拡大や牧草地の生産性向上への支援に加え、水田等を活用した飼料作物の生産振興に努めているところです。耕畜連携については、堆肥が地域の資源として広く有効活用されるよう、堆肥センターへの機械導入支援を行うなど、流通も含めた体制の構築を図ることで、経営面はもとより、堆肥を施用した県産飼料による畜産物のブランド化や環境負荷の低減などにつなげているところです。また、放牧は家畜の健康増進や農地の保全につながることから、県が主催する地域計画実現促進研修会や市町村等情報交換会の場において、遊休農地の放牧利用も含めた有効活用に向けて取り組まれるよう働きかけてまいります。県といたしましては、引き続き関係機関と連携し、これらの取組を推進しながら、自給飼料の生産基盤等の強化に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 水産林政部長中村彰宏君。

〔水産林政部長 中村彰宏君登壇〕

○水産林政部長（中村彰宏君） 大綱一点目、村井県政の推進についての御質問のうち、森林内の放射性物質の減衰状況と林産物の出荷停止解除の状況についてのお尋ねにお答えいたします。

県が平成二十三年度から定期的に実施しているキノコ原木林現況調査や、国が福島県の森林で行っている放射性物質実態把握調査によると、森林内に蓄積した放射性物質は物理的減衰などにより、平成二十三年度から二十四年度にかけて大きく低下し、その後は緩やかな減少傾向を示しておりますが、大部分は森林内の土壌にとどまっているものと考えられます。県内における林産物の出荷制限等については、原木シイタケなど十品目で継続しておりますが、解除に向けた取組は着実に進んでおり、今年度は、栗原市、大崎市及び登米市において、新たにコシアブラが一部解除されるなど、これまでに十九市町村において十品目、延べ千四十六名の出荷制限の解除が実現しております。県いたしましたしは、今後も森林内の放射性物質の実態把握や適切な栽培管理の普及を進めるとともに、市町村と連携しながら、出荷制限の解除と安全安心な林産物の流通促進に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、みやぎの教育環境の向上についての御質問にお答えいたします。

少人数学級については、これまで小学校における三十五人以下学級を進めてきたところですが、中学校についても来年度からの導入方針が国から示されたことから、県教育委員会としても着実に導入してまいりたいと考えております。また、部活動地域展開については、令和十年度中に県内全ての公立中学校で休日の部活動を行わないことを目標として進めてきております。来年度は、人材バンクを活用し地域クラブ指導者の育成や確保に引き続き努めるとともに、新たに地域クラブの運営費を補助するなど、部活動

の地域展開に向けた市町村の体制整備を支援してまいります。

以上でございます。

○副議長（村上久仁君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） 丁寧な御回答ありがとうございます。最初に指定廃棄物処理について再質問させていただきます。

最初に、この件については正式な名称としては「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」という法律で、皆さん略して特措法と呼んでいるのですが、その特措法の基本方針におきまして、県内で発生した、八千ベクレルを超える放射性指定廃棄物については、当該県内で処理しなければならないと定められております。それから八千ベクレル以下の放射性廃棄物については、年間一ミリシーベルトを下回るということで、廃棄物処理法に基づいて、既存の処分場で事業者や市町村が処理を行うこととなっております。その場合、処分場、それから方法については、事業者と市町村に委ねられているということになっておりますので、そこでお伺いさせていただきます。ただきませけれども、本議会の代表質問で、ふなやま議員から加美町の名前があった。「県外搬出処理は特措法に抵触するのではないか」といった指摘がありました。先ほど、ふなやま議員から説明を受けて、それは分かっているということでもございましたので、今回の加美町の処分については全て八千ベクレル以下の放射性廃棄物で、廃棄物処理法に基づいて処分をされたものでございまして、ちよつと説明が足りなかったのですけれども、町ではきちんと濃度を測定し、処理を委託した事業者と委託契約を締結し、また、管理監督しているのが、処分先の地元自治体とも協定を締結して進めてきたということでございます。あわせて、環境省のガイドラインにのっとりまして、モニタリング測定も地元自治体に委託して、かつ処分先の処分場からはマニフェストも町で頂いて処理をしているという状況でございます。そのことにつきましては、追跡調査いただいた皆様にもお伝えしていただきますとともに、その皆様方は委託自治体にも抗議に行かれたということもお聞きしましたので、その旨、お伝えしていただきまして、こういった処理をしたということでございます。それで今回のこの一連の処理について、部長にお聞きしますが、指導機関として県の見解がありましたらお願い申し上げます。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 今、議員から御説明頂きましたとおり、加美町におきましては特措法及び国から示されたガイドラインに基づいて、そして、国にも折に触れ相談の上で対応してまいりましたので、その点については適切に行われているものと考えております。

○副議長（村上久仁君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） 加えて、県内の自治体も今、処理がほぼ終わりつつあるということだと思いますけれども、処理の仕方については、四百から八千ベクレル以下の廃棄物については、焼却処理で行わせていただきました。それから四百ベクレル以下につきましては、土壌処理を町有地等々で行って処理を進めてきましたのが現状でございます。また、八千ベクレルを超える廃棄物については、加美町では十二・四トンあったのですけれども、未指定扱いといたしまして十四年間長期保管をして再測定をしたのですけれども、その結果、八千ベクレルを大幅に下回ったということで、今回、廃棄物処理法に従って処理を行ったということでございます。おかげさまで全量処理を完了させていただきました。ありがとうございます。なお、本件の経過につきましては、町議会のほうでも全て報告をさせていただいて、あと廃棄物処理説明会とか行政区長会、それから行政懇談会等々、あとは広報誌でも町民に周知して進めてきたという現状でございます。報告させていただきます。

次に、県全体の指定廃棄物については、先ほど御説明もあつたのですが、二千二百七十五トンとなっており、九四％が八千ベクレル以下ということでしたので、確実に濃度は減衰しております、量も減少しております。定期的に測定をしていると思うのですけれども、一部指定の解除という方法でもって、安全に処理できると思うのですけれども、今後、どのように進められるのか、お答えいただければと思います。

○副議長（村上久仁君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 八千ベクレルを超える指定廃棄物につきましては、まずは処理責任が国にございます。国のほうで処理を進めていくことになるわけですが、進めるに当たっては、現時点で指定廃棄物の保管は地元の市町村に委託されておりますので、市町村の理解、住民の皆様の御理解というのが何よりも大切だと思っ

ります。国において地元の市町村と今後の対応方法について、よく相談しながら対応して進めてもらえるものと思っております。県としましては、減衰した指定廃棄物を段階的に処理していくことも含めて、国に適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

○副議長（村上久仁君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） 次に、最後になると思うのですが、スポット的に高いところがある森林の除染ですけれども、森林は大変範囲が広くて、探し出すのも結構大変だと思います。除染にも恐らく時間がかかると思いますし、山なので立入りも少ないことから、このまま自然減衰方法となるのかどうか、見解をお伺いさせていただきます。

○副議長（村上久仁君） 水産林政部長中村彰宏君。

○水産林政部長（中村彰宏君） 先ほど答弁させていただいたとおり、初期の段階では、セシウム134、これ半減期二年でございますので、減衰割合が非常に高かったと。最近緩やかになってきているのはセシウム137、これ半減期三十年でございますので、緩やかになってきているということでございます。県としては、三年に一度の割合でシイタケ原木として利用されていた広葉樹の調査を行っておりますので、今後も引き続き調査を継続してまいります。やはりホットスポットといいますが、高いところと低いところのばらつきが大きいという現実の問題もございしますので、引き続き調査は継続しながら、今後の対応を検討してまいりたいと思っております。

○副議長（村上久仁君） 三十五番高橋啓君。

○三十五番（高橋 啓君） ありがとうございます。以上で質問を終わります。